令和5年10月11日(水)全段連『段ボールセミナー23』における西段工安全衛生委員会研究発表の一部修正訂正の件

パワーポイント (PPT) 発表内容 6 ページの最初の★印:高年齢者雇用確保措置 2025 年:65 歳定年義務化の箇所ですが、正しくは、

65 歳までの「高年齢者雇用確保措置」・・定年年齢を **65** 歳未満としている事業主は、次の①から③の措置(高年齢者雇用確保措置)のいずれかの実施義務がある。

- ①65歳まで定年年齢を引き上げ
- ②希望者全員を対象とする、65歳までの継続雇用制度を導入
- ③定年制の廃止

高年齢者雇用安定法第9条は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、**定年年齢を65歳未満としている事業主に**、高年齢雇用確保措置として、①から③のうちいずれかの措置の実施を義務づけている。

結果、PPT6ページについて下記に修正訂正いたします。この修正訂正内容を西段工ホームページにアップします。

【高年齡者雇用確保措置 2025 年: 65 歲定年義務化】⇒【高年齡者雇用確保措置 2025 年: 65 歲雇用確保措置義務化】